

令和5年度横浜市消費者教育推進計画

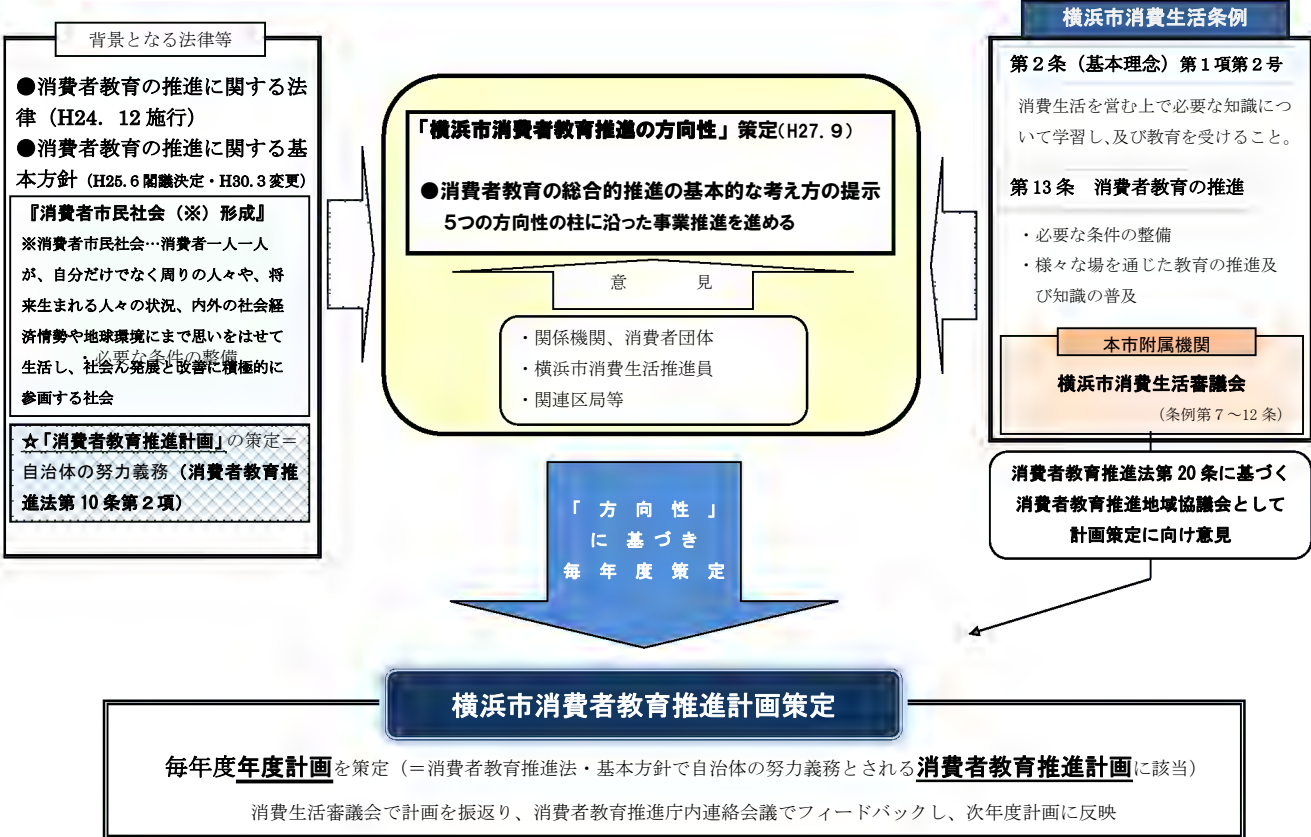
横浜市経済局

令和5年4月

はじめに

横浜市では、消費者教育推進の基本的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」と示します。）」に沿って、毎年度「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と示します。）」に定められた横浜市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と示します。）を策定します。

「横浜市消費者教育推進の方向性」・「横浜市消費者教育推進計画」の位置づけ

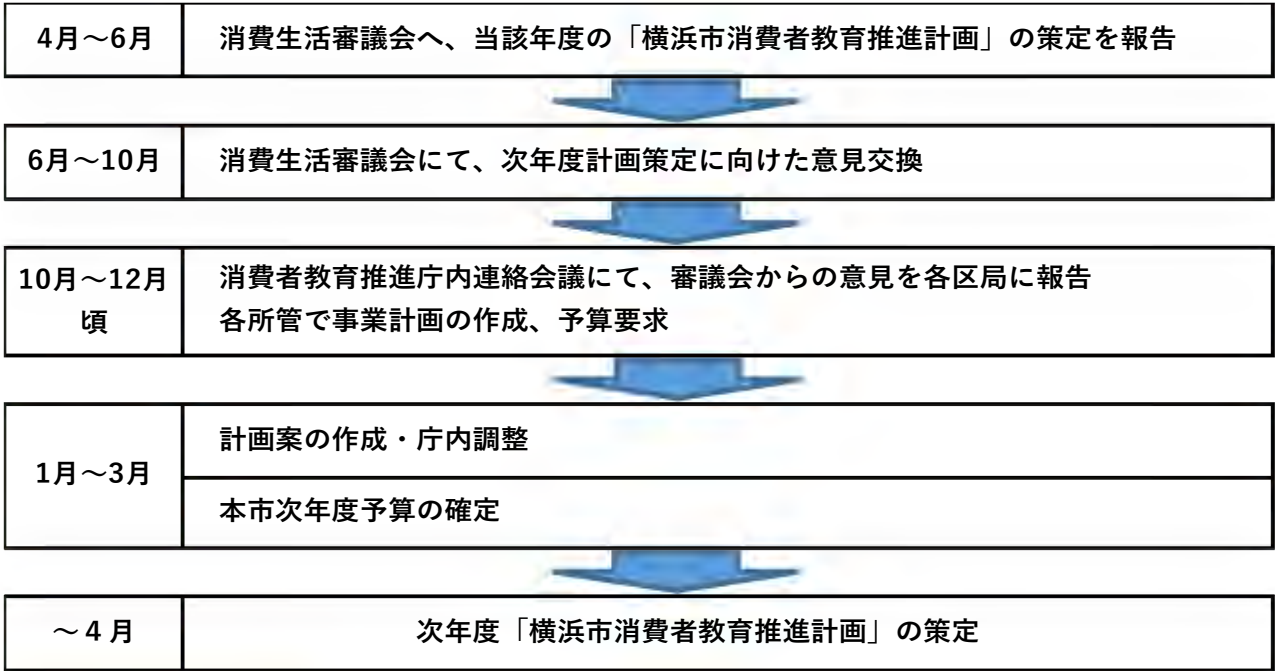


計画の推進

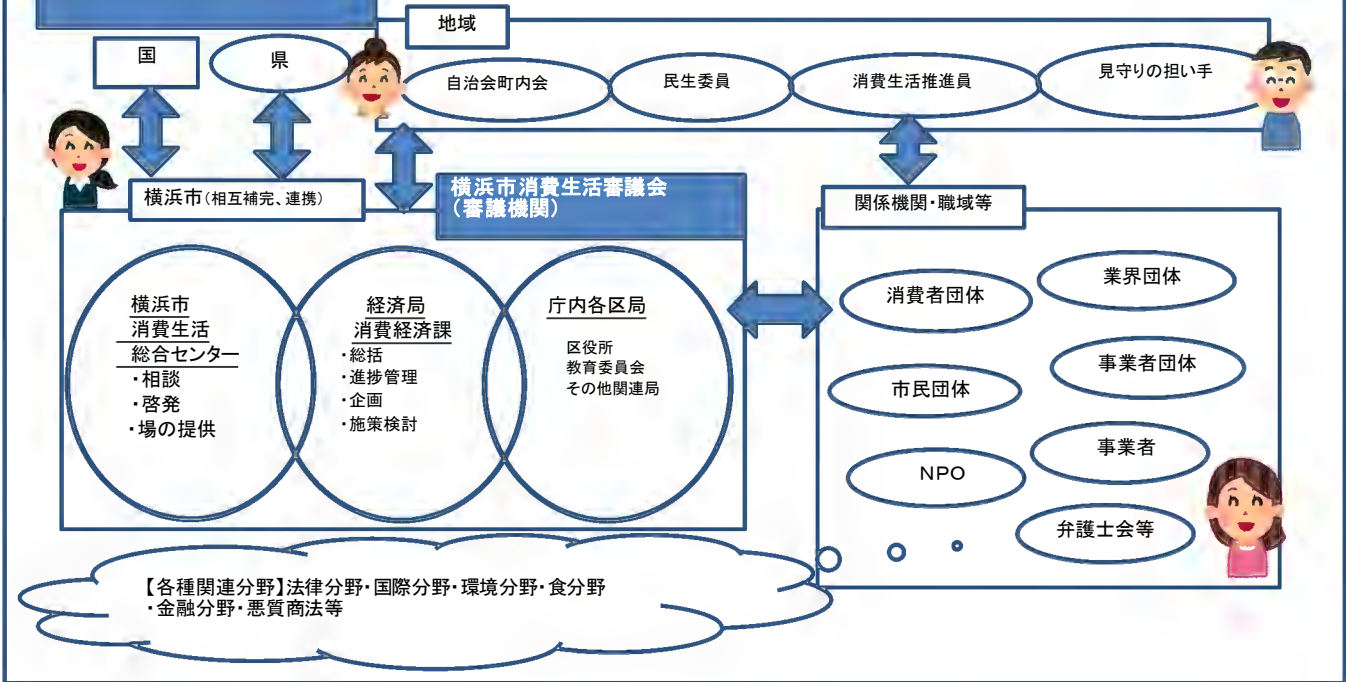
庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について、消費者教育推進の視点及び「方向性」を踏まえて取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定します。

計画の進捗、実施については、本市附属機関である横浜市消費生活審議会において、前年度計画の振り返りや次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。庁内関係局ではいただいた御意見を参考に事業の推進を図ってまいります。

【計画推進のフロー】



【参考】推進体制イメージ



横浜市消費者教育推進・5つの方向性の柱

「方向性」において、消費者教育推進に向けた次の5つの柱を示しました。

【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
 - ・横浜市消費生活総合センターの周知
 - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
 - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活動実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です。（平成29年5月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,528人）。

【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

- (1) 学校等
(幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒)
 - (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
 - (3) 家庭
(食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等)
 - (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- ）における共に学ぶ視点を意識した消費者教育

【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

令和5年度重点取組事項

横浜市の消費者教育推進において、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの取り組みに加えて令和5年度から新たに必要になる視点や、引き続き取り組むべき事項、拡充していくことが望ましい事業等を、令和5年度における重点取組事項として次のとおり定めます。

1. 成年年齢引き下げ後の継続的な消費者教育・啓発

令和4年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、成年年齢が18歳に引き下げられました。引き下げ後の被害状況を注視しつつ、これに対応した消費者教育・啓発に引き続き取り組みます。

【取組の例】

- 様々な媒体、機会を活用した成年年齢引き下げの周知・啓発
- 学校向け出前講座等の、若年者向け消費者教育の実施

2. 地域における消費者教育・啓発の活性化

地域向けの消費者教育・啓発や消費生活推進員等の活動により、地域での主体的活動を促進しながら、地域住民の意識向上や知識・情報の普及を図ります。

また、靈感商法を含む悪質商法対策や相談窓口の周知などの消費者被害の未然防止に加え、その他、人や社会・環境に配慮した消費行動「エシカル消費(倫理的消費)」の普及・啓発などを通して、持続可能な社会の形成に向けた消費行動を促します。

【取組の例】

- 消費生活推進員等による地域での活動の支援・促進
- 灵感商法を含む悪質商法防止のための啓発や相談窓口の周知
- エシカル消費等に関する講演会や講座の開催

3. 緊急時における消費者被害等の防止に向けた取組

近年発生した、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法など、災害発生時や感染症拡大時といった緊急時において発生する消費者被害やトラブル等への対応が、喫緊の課題となっています。

これに対応した教育や啓発等に平時から取り組むことで、消費者被害等の未然防止に努めるとともに、緊急時においても消費者の安全安心を確保できる体制の構築を目指します。

【取組の例】

- 緊急時に発生するトラブル等に特化した知識向上のための教育・啓発
- 緊急時における迅速な情報発信等に向けた体制の整備

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | |
|-----|-------|------------|----------|------------------------------|---|---|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 |
| 1 | 方向性1 | 経済局消費経済課 | 新規 | 悪質商法対策事業 | 悪質商法を含む悪質商法の未然防止を呼び掛けるとともに消費生活総合センターの相談窓口を啓発する動画を各所で放映することで、悪質商法を含めた悪質商法の未然防止と早期発見を図る。 | 悪質商法を含む悪質商法の未然防止と消費生活総合センター相談窓口を啓発する15秒～30秒の啓発動画を市民全般に向けて放映する。 | 1,000千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 | 方向性1 | 経済局消費経済課 | 新規 | 緊急時に備えた消費者教育 | 第13次横浜市消費生活審議会報告に基づき、緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止に向け、平時から自然災害や感染症拡大時などの緊急時に対する意識を高め、備えを促すための消費者教育を行う。 | 災害発生後に起こりやすい消費者トラブル等について注意喚起を行う啓発ポスターなどを作成。(避難所を中心とした施設への掲示を想定) | 50千円 | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 | 方向性1 | 経済局消費経済課 | 継続 | 若年層向け消費者教育事業(成年年齢引き下げに伴う啓発等) | 消費者教育の一環として成年年齢引き下げに伴う注意喚起を行う。 | 成年年齢引き下げをテーマとした学校等向けの出前講座の実施するほか、交通広告等での動画放映等による成年年齢引き下げに伴う注意喚起を行うなど、若年層やその保護者に対して様々な機会を通じた取り組みを行う。 | 700千円 | ○ | ◎ | ○ | — | — | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | — |
| 4 | 方向性1 | 消費生活総合センター | 継続 | 若者向け情報提供 | 若年層が消費者被害に遭わないよう注意喚起するための啓発物品等の作成・配付、啓発動画の制作・放映 | 神奈川新聞社が神奈川県内の高校生向けに発行しているフリーペーパーHPを活用して、高校生記者座談会を企画し、紙面記事と動画で啓発活動を企画し紙面記事と動画で若者向け啓発活動を行う。 横浜を本拠地とするトップスポーツチームと連携し、悪質商法等の悪質商法に巻き込まれないポイントを呼びかける動画を制作、放映 | 2,010千円 | ◎ | ○ | ○ | — | — | — | ◎ | ◎ | ◎ | — | — |
| 5 | 方向性1 | 消費生活総合センター | 継続 | 情報収集・提供事業(デジタル情報) | ・ホームページによる情報発信 ・メールマガジンの配信 ・SNSによる情報発信 | ・ホームページ 啓発情報や事例紹介、教室・講座情報などを迅速かつ幅広く市民へ提供 ・メールマガジン 被害事例や啓発情報などを情報提供(毎週配信) ・SNS ツイッター等により被害事例や講座情報を随時発信 | 6,197千円 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 6 | 方向性1 | 港南区地域振興課 | 継続 | 港南区消費生活推進員だより発行 | 「港南区消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報を発信 | 3月発行:7600部発行 各自治会・町内会への回覧及び地域活動で活用 | 180千円 | — | ◎ | ◎ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7 | 方向性1 | 保土ヶ谷区地域振興課 | 継続 | よこはまくらしナビの配布 | よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。 | 毎月(8月と12月を除く)の区連会資料配送時に掲示板を保有する各自治会町内会に「よこはまくらしナビ」を送付し、掲示を依頼します。 | 0千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 8 | 方向性1 | 保土ヶ谷区地域振興課 | 継続 | 街頭啓発キャンペーン | 消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施。 | 防犯啓発キャンペーンとの合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い啓発・周知等を行う。(12月) | 101千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|----------------------|----------|--------------------------------|---|---|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 9 | 方向性1 | 港北区地域振興課 | 廃止 | 広報紙の発行 | 悪質商法被害未然防止の啓発、消費生活推進員活動の報告を目的とした広報紙を作成、配布する。 | | | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 10 | 方向性1 | 港北区地域振興課 | 廃止 | ふるさと港北ふれあいまつりでの啓発 | 区民の集まる機会をとらえて消費者教育を行う。 | | | - | ◎ | ◎ | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 11 | 方向性1 | 緑区地域振興課 | 継続 | 消費生活推進員ニュースの発行 | 消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝え、相談先としての横浜市消費生活総合センターの周知を図る | 令和6年3月に8,000部発行し、区内自治会に班回覧を依頼する。 | 192千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 12 | 方向性1 | 医療局医療安全課 | 継続 | 市内医療機関と患者とのコミュニケーション向上に向けた普及啓発 | 普及啓発を目的に、患者・市民・医療施設等を対象に医療安全に関する情報をホームページやリーフレット等で提供するほか、市民向け講演会や出前講座を行います。 | ・医療に関する普及啓発として、市内医療機関や地域包括支援センター、区役所等にリーフレット「お医者さんへの上手なかかり方」を計20,000部配布し、設置する。 ・歯科における自費診療のトラブル回避などを目的として、新たに「歯医者さんへの上手なかかり方」を作成し、計20,000部配布する。 ・医療に関する出前講座に代わって、動画配信DVDを作成し、地域ケアプラザ等に貸出を実施する。 ・市民向け講演会を実施し、医療契約の理解や医療コミュニケーションの向上を促し、市民の主体的な医療への参加を目指す。 | 1,019千円 | - | ◎ | ◎ | ○ | - | - | - | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 13 | 方向性2 | 経済局消費経済課 区地域振興課 | 継続 | 地域活動実践力強化研修 | 地域における消費者市民社会についての啓発講座や情報提供、高齢消費者の見守り・啓発等を実施するとともに、地域団体や福祉関係団体等との連携・調整・コーディネート力をつけるための研修を実施し、地域活動実践力を身に付けた担い手を創出する。 | ・地域の人口構成、歴史等の地域情報や自治会・町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、NPO等の地域活動状況、地域に入っていくための効果的な手法等の習得等、地域におけるコーディネート的な活動にむけた実践力をつけるための研修を行う。 ・講師：地域活動コーディネーターや消費者団体等 | 1,000千円 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 14 | 方向性2 | 経済局消費経済課 推進員制度運用区 | 継続 | 消費生活推進員による地域での消費者啓発 | 消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。 | 地区代表活動費の助成、区代表者会議、研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰及び委嘱式・新任者研修の開催準備や、地域に向けた情報発信支援を行う。推進員の活動を補助する物品・教材の補強を行い、地域における活動の更なる活性化を図る。その他、委嘱制度検討を進める。 | 2,960千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 15 | 方向性2 | 経済局消費経済課 | 継続 | 消費者被害防止出前講座 | 消費者被害防止に関する講師を派遣し、地域の講座に講師を派遣する。 | 消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとする自治会町内会や、民生委員等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事(昼食会やサロン等)に消費者被害防止に関する講師を派遣地域の講座に派遣する。 | 2,000千円 | - | ◎ | - | - | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ |
| 16 | 方向性2 | 消費生活総合センター | 継続 | 消費生活情報よこはまくらしナビ「月次相談レポート」 | 相談事例をコンパクトにまとめ、公的機関や地域等へ配布 | ・毎月25日、21,000部作成(8月、12月は10,000部) ・区役所、学校、高齢者利用施設等へ10,000部配布 ・各区の自治会・町内会へ11,000部配布(掲示板に掲示等) | 3,065千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | |
|-----|-------|------------|----------|--------------------------------|---|--|-----------------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 |
| 17 | 方向性2 | 消費生活総合センター | 継続 | 消費生活情報よこはま暮らしナビ「増刊号」 | 暮らしに役立つ身近な消費生活情報を幅広く掲載した情報紙を発行 | ・季刊(年4回)、各10,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布 | 1,539千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 18 | 方向性2 | 消費生活総合センター | 継続 | 出前講座(地域団体等) | 消費生活推進員や自治会・町内会などが開催する悪質商法に関する勉強会などへ講師派遣 | 被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣 | 127千円 他の出前講座と一括で計上 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 19 | 方向性2 | 消費生活総合センター | 継続 | 地域の担い手養成セミナー | 身近な地域における消費者被害未然防止に向けて、市関係部局と連携しながら、消費生活推進員などを対象に、日常の地域活動のなかで高齢者の目線に立った、声かけや助言を担える人材として養成 | 年1回、1コマ(座学) | 6千円 | - | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | |
| 20 | 方向性2 | 鶴見区地域振興課 | 継続 | 鶴見区消費生活セミナー | 消費生活に関わる講演会の開催 | 年1回実施(消費生活総合センターとの共催) | 20千円 | - | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 21 | 方向性2 | 中区地域振興課 | 継続 | 消費生活推進員活動事業(旧:エコ・食・暮らし安心風土広め隊) | 暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げることで、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。 | ①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援 | 860千円 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | |
| 22 | 方向性2 | 港南区地域振興課 | 継続 | 施設見学会 | 消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施 | 12月頃実施予定 | 0千円 | - | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 23 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 子ども消費生活セミナー | 子どもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。 | 8月に磯子公会堂集会室にて実施予定 | 10千円 | ○ | ◎ | ◎ | - | - | ◎ | - | - | - | - | |
| 24 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 得トク生活フェスタ | パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。 | 11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施予定 | 消耗品費で一括計上 | - | ◎ | ◎ | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | |
|-----|-------|----------|----------|----------------|---|---|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 |
| 25 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 磯子くらしのセミナー | 消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。 | 12月上旬に実施予定 | 20千円 | - | ◎ | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 26 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 区版いそご消費生活だより発行 | 広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。 | 2月に6,500部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者へ配布予定 | 160千円 | - | ◎ | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 27 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 消費生活推進員合同会議 | 地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。 | 年間2回実施 第1回は8月に講師を招いて講演聴講を実施予定 第2回は2月に地区活動報告会・意見交換会を実施予定 | 20千円 | - | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 28 | 方向性2 | 磯子区地域振興課 | 継続 | 施設見学会 | 消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。 | 10月に実施予定 | 0千円 | - | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 29 | 方向性2 | 港北区地域振興課 | 継続 | こうほく消費者のつどいの開催 | 区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。 | 区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。 | 0千円 | - | ◎ | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 30 | 方向性2 | 港北区地域振興課 | 廃止 | 消費生活推進員研修 | 消費生活推進員を対象に、学ぶ研修を行う。 | | | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 31 | 方向性2 | 緑区地域振興課 | 継続 | 消費者被害未然防止啓発 | 消費生活推進員による地域での啓発活動 | ・緑区民まつりや地域のイベントでブースを設けて悪質商法などの情報提供を行う。 ・高齢者のお茶飲み会などの見守り活動を通して、消費クイズや紙芝居、広報物等を利用して消費者被害未然防止啓発を行う。 | 720千円 | - | ◎ | - | - | - | - | - | - | - | ○ | ◎ |
| 32 | 方向性2 | 青葉区地域振興課 | 廃止 | パネル展示 | 消費生活推進員の紹介及び消費生活に関する啓発に関するパネル展示を区役所等で行う。 | 令和5～6年度の活動は休会とします。 | | - | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------------|----------|----------------------------|--|--|-----------------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 41 | 方向性3 | 消費生活総合センター | 継続 | 高齢者利用施設への講師派遣 | 高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣 | 高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣 | No17出前講座(地域団体等)で一括で計上 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 42 | 方向性3 | 消費生活総合センター | 継続 | 啓発資料等作成事業(高齢者向け) | 高齢者向けリーフレットを作成し、配布 | ・高齢者向け啓発グッズ、リーフレットを作成し、市内病院や出前講座等を通じて配布 | 124千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ○ | ○ | ◎ |
| 43 | 方向性3 | 消費生活総合センター区・地区社会福祉協議会 | 継続 | 地域に根ざした高齢者向け消費者啓発 | きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起 | 引き続き対応(No. 38の事業のひとつ) | 0千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ○ | ○ | ◎ |
| 44 | 方向性3 | 西区地域振興課 | 継続 | 消費生活啓発記事の情報誌掲載(消費生活推進事業) | 消費生活啓発記事をタウンニュースへ掲載し、多角的に周知する。 | 年1回実施予定。タウンニュースへ消費生活啓発記事を掲載し、広報よこはまとは異なる読者層への周知を図る。 | 55千円 | ○ | ◎ | ◎ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 45 | 方向性3 | 南区地域振興課 | 継続 | 消費生活推進員による地域での出前講座の実施。 | 消費生活推進員が地域に出向き、消費者被害等についてわかりやすく紹介する。 | 地域の老人会や茶話会に出向き、寸劇や紙芝居などを用いて、消費者被害等についてわかりやすく紹介する出前講座を実施する。 | 254千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ○ | ◎ | ◎ |
| 46 | 方向性3 | 港南区地域振興課 | 継続 | 地区活動助成金の交付 | 地区活動を効果的な実施を推進するため、助成金を交付 | 1地区上限30,000円×15地区 | 450千円 | - | ◎ | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 47 | 方向性3 | 港北区地域振興課 | 廃止 | 活動助成金の交付 | 消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付 | | | - | ◎ | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 48 | 方向性3 | 港北区地域振興課 | 継続 | 港北図書館でのパネル展示及び消費者教育関連書籍の展示 | 港北図書館と協力し、特設会場にて消費生活総合センター提供のパネル及び、消費者教育関連書籍を展示。 | 港北図書館と協力し、特設会場にて消費生活総合センター提供のパネル展示及び関連チラシを配架。 | 0千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | |
|-----|-------|-------------------------------|----------|-----------------------------------|--|---|-----------------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 |
| 49 | 方向性3 | 金沢区地域振興課 | 廃止 | 消費生活教室 | 「不当・架空請求トラブルにあわないために」と題し、ハガキや電子メールに潜む詐欺行為と回避方法について講師を招いて学びます。 | 特になし | | - | ◎ | ◎ | - | - | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 50 | 方向性3 | 戸塚区地域振興課 | 継続 | 地区活動助成金等の交付 | 消費生活推進活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付。 | 地区活動助成金(18地区) 18地区ごとの消費推進活動に活用 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 消費生活展、啓発講座の開催、広報誌の発行、食品ロス削減レシピの作成に活用。 | 940千円 | - | ◎ | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 51 | 方向性3 | 経済局消費経済課 教育委員会事務局 健康福祉局 | 廃止 | 障害のある幼児児童生徒への効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討 | 特別支援学校等での活用・実践を踏まえ、障害特性や発達段階に応じた効果的な教材について、意見交換しながら教材の開発を目指す。 | No51に統合 | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 52 | 方向性4 | 経済局消費経済課 | 継続 | 専門家・事業者派遣による出前講座 | 弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施する。 | ・市内学校の児童生徒やPTA、教員等を対象に専門家講師派遣による消費者教育出前講座を実施する。 テーマ:成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止、物や金銭の使い方、インターネット・携帯電話利用の危険性、エシカル消費 等 | 950千円 | ◎ | ○ | ○ | - | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - |
| 53 | 方向性4 | 経済局消費経済課 | 継続 | 消費者市民社会啓発事業(エシカル消費) | 消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。 | ・消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費に関するサブテーマを選定・設定し、講座等を企画・実施するとともに、コロナ禍においても事業を執行できるよう、内容を収録した動画のオンライン配信等も併せて実施する。 | 1,000千円 | - | ◎ | - | - | - | - | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 54 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 消費者教育講演会 | 消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施 | 年1回 瀬谷区共催 | 584千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 55 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 各種媒体広告掲載(地域の担い手養成) | 福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。 | ・福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。 ・横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に広告掲載。 ・横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」に広告掲載。 | 461千円 | ◎ | ◎ | ○ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 56 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 出前講座(大学等) | 大学が開催する学生向けガイダンスなどへ講師を派遣し、若者を狙った悪質商法等について講演 | 大学が開催する学生ガイダンスなどへの講師派遣 | No17出前講座(地域団体等)で一括で計上 | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | - | - |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | |
|-----|-------|--|----------|-----------------------|--|--|-----------------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 |
| 57 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 高校生(または教員)向け講師派遣事業 | 市内高校の生徒(または教員向け)啓発講座を実施する。 | 成年年齢引下げに伴い、消費者被害に遭わないよう注意喚起するための講座を実施 | No61大学等との連携で一括で計上 | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | - | ◎ | ◎ | - |
| 58 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業 | 子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、教職員を通じて子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進 | 教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回) | 0円 | ◎ | - | - | - | - | ◎ | - | - | ◎ | ◎ | - |
| 59 | 方向性4 | 消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等 | 継続 | 消費生活教室(区と共催) | 消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催 | 区との共催で地域に出向き6回実施予定(共催区とともに新型コロナウイルス感染症拡大防を図りながら) | 231千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 60 | 方向性4 | 健康福祉局高齢健康福祉課 消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウイリング横浜 | 新規 | 講師派遣事業(シニア大学・各種団体) | ・高齢者層への悪質商法被害防止講演会を実施 ・高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発 | ・市(区)老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学で講演(1回×18区) | 5,100千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 61 | 方向性4 | 消費生活総合センター | 継続 | 出前講座(企業等) | 企業等へ講師を派遣(有料) | 企業等が実施する新入社員研修等への講師派遣(有料) | No17出前講座(地域団体等)で一括で計上 | - | - | - | ◎ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | - |
| 62 | 方向性4 | (公財)横浜市消費者協会 消費生活総合センター | 継続 | 大学等との連携 | 市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育を実施。(教職員含む) | ・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成し、学生や教職員等へ配布 ・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施 | 92千円 | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ○ | - |
| 63 | 方向性4 | 鶴見区地域振興課 | 廃止 | 三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル参加 | 三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルにて、活動紹介、エコクイズ、エコグッズ販売を行う。 | 参加見送り | | - | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 64 | 方向性4 | 鶴見区地域振興課 | 廃止 | 暮らしのヒント展 | パネル展示やステージ実演を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信する。 | 開催停止(改選年であるR5年度は「学びの年」とし、2年目を「啓発活動に力を入れる年」として、R6年度に暮らしのヒント展を開催予定) | | - | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|----------|-------------------------------|---|--|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 65 | 方向性4 | 鶴見区地域振興課 | 継続 | 鶴見区消費生活推進員だより発行啓発物品作成 | 広報紙「鶴見区消費生活推進員だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。啓発物品を作成、配布し、地域に向けて情報発信します。 | 年1回発行し、各自治会・町内会での配布や、各施設での配架を行います。 | 110千円 | - | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 66 | 方向性4 | 神奈川区地域振興課 | 継続 | 講演会「消費生活教室」の開催 | 講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。 | 年度内(下半年)1回実施を検討 | 0千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 67 | 方向性4 | 港南区地域振興課 | 継続 | 講演会「消費生活教室」の開催 | 講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。 | 日時:令和5年8月25日(金) 13:30~15:30 会場:港南公会堂 参加費:無料 定員:200名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方 | 0千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 68 | 方向性4 | 保土ヶ谷区地域振興課 | 廃止 | 講演会「消費生活教室」の開催 | 講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。 | | | - | ◎ | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 69 | 方向性4 | 旭区地域振興課 | 継続 | 旭区消費者大学事業 | 学識経験者や専門家などを講師に招き、区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施。 | 一般区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施(7月・11月予定) | 119千円 | - | ◎ | ○ | - | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ |
| 70 | 方向性4 | 都筑区地域振興課 | 廃止 | 消費生活教室 | 消費生活向上につながる講演会の開催 | 消費生活総合センターが、毎年度共催する区を選定し実施 ※令和5年度、都筑区は選定されず。 | | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 71 | 方向性4 | 栄区地域振興課 | 継続 | 栄区消費生活推進員の会の広報紙「さかえ消サポだより」の発行 | 悪質商法や各種詐欺被害の未然防止、省エネ・環境に配慮した生活などをテーマにした広報紙「さかえ消サポだより」を年2回発行し配布する。消費生活推進員の活動紹介、認知度向上を図る。 | 広報紙「さかえ消サポだより」を発行(10、3月 各1,500部) 広報紙テーマ:未定 | 185千円 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 72 | 方向性4 | 泉区地域振興課 | 継続 | 消費者対策研修会 | 食品表示を正しく知ること消費トラブル防止や食品ロス削減につながる講演会を実施する。 | 横浜市消費生活総合センターと共催で実施予定 テーマ:「暮らしに活かそう食品表示」 講師:森田満樹 | 0千円 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------|----------|----------------------------|--|--|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 73 | 方向性4 | 資源循環局3R推進課 | 継続 | 環境教育出前講座(資源循環局) | 資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、職員等が出向き出前講座を実施する。 | 未就学児から社会人まで様々な世代を対象にした出前講座の実施 | 0千円 | ◎ | ◎ | ○ | — | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 74 | 方向性4 | こども青少年局保育・教育支援課 | 継続 | 食育推進事業(こども青少年局) | 保育所等に、食育計画の策定及び実施を推進する。 給食だよりや、市ウェブサイトで保育所等の給食メニューを紹介することにより、家庭へ食育の啓発を行う。 | ・保育所等における食育計画の策定及び実施の推進 ・給食だよりや市ウェブサイトを使った保育所等の給食メニューや旬の食材等の紹介による食育の推進 | 164千円 | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | — | — | — | — | ◎ | — | |
| 75 | 方向性4 | 健康福祉局健康推進課 | 継続 | 食育推進事業(健康福祉局) | 食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。 | 食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。 ・栄養バランスのよい食事に関するリーフレットの配付 | 4,269千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 76 | 方向性4 | 健康福祉局食品衛生課 | 継続 | 食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その1) | 食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。 | ①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供 ③食中毒予防啓発動画の広告を行う(映画広告上映、YouTube広告掲出、横浜駅デジタルサイネージ広告) | 4,065千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 77 | 方向性4 | 健康福祉局食品衛生課 | 継続 | 食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その2) | 食品衛生に関する知識の向上のため、市民や食品等事業者を対象とした講習会、シンポジウム等を開催する。 | ①「食の安全を考えるシンポジウム」の開催 ②市民や食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催 | 565千円 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 78 | 方向性4 | 健康福祉局食品衛生課 | 新規 | 食品表示に関する知識の普及・啓発 | 食品表示について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。 | ①「食の安全ヨコハマWEB」での情報提供 ②食品表示の広告を行う(小学校給食献立表内広告掲出) | 440千円 | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | |
| 79 | 方向性4 | 温暖化対策統括本部調整課 | 継続 | 環境教育出前講座(温暖化対策統括本部) | 生物多様性や地球温暖化防止といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の皆様を対象に、市民団体、企業、市役所など専門知識を持った講師、国際機関が出向き講座を実施する。 | 【温暖化対策統括本部】 ヨコハマ・エコ・スクールの枠組みである協働パートナー(市民団体・企業等)を起用し、地域・学校を対象に温暖化対策や環境全般について学ぶ場を提供する。 出前講座を展開するとともに、講座の認知拡大・利用促進の為に、積極的な広報を図る。 | 960千円 | ◎ | ◎ | — | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 80 | 方向性4 | 水道局サービス推進課 | 継続 | 出前水道教室 | 水道事業への理解を深めていただくことを目的に、市内の小中学校に水道局職員が出向き出前教室を実施します。 | 令和4年に引き続き、職員が小学校に出向き学習プログラムに加え、YouTubeにアップロードした動画も併用し、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ実施します。 | 180千円 | ◎ | — | ○ | — | — | ◎ | — | — | — | — | — | |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|--------------------------------|----------|----------------------|--|--|----------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 81 | 方向性4 | 環境創造局農業振興課 | 継続 | 市民や企業と連携した地産地消の展開② | 小学生を対象に、地産地消及び食育に関する理解を深めてもらう。 | はま菜ちゃん料理コンクール実施 | 2,100千円 | ◎ | - | ○ | - | - | ◎ | - | - | - | - | - | - |
| 82 | 方向性4 | 資源循環局3R推進課 | 継続 | 環境行動を実践する人づくり | 環境学習の充実・強化を図る。取組方針を設定し、PRを行う。地域との連携を強化する。 | ①3R夢学習副読本の作成・配付(1,844千円) ②ヨコハマ3R夢！ポスターコンクールの実施(687千円) | 2,531千円 | ◎ | - | - | - | - | ◎ | - | - | - | - | - | |
| 83 | 方向性4 | 資源循環局3R推進課 | 継続 | ごみ・環境情報の積極的な提供 | 市民・事業者へのわかりやすい情報提供を推進する。様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を行う。事務所・工場等の啓発機能の充実・強化を図る。地域特性や対象者(若者、外国人、高齢者等)に合わせた啓発を推進する。 | ①市民向け事業紹介パンフレット「きれいなまちに」翻訳(200千円) ②交通広告を活用した広報(549千円) | 749千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 84 | 方向性4 | 資源循環局施設課・処分地管理課 | 継続 | 地域に密着した情報発信等 | 身近な場所での情報提供の充実を図る。情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。 | ①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベントの開催 ②主に処分場近隣小学校の4年生を対象とした最終処分場見学会の実施 | ① 933千円② 404千円 | ◎ | ○ | ◎ | - | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 85 | 方向性4 | 資源循環局3R推進課 | 継続 | 食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1) | 食品ロスを削減するため、手つかず食品の現状や調理・保存方法などについて、広報媒体やツールを活用した広報やイベント等における啓発の実施 | ・国際機関や事業者等との連携 国際機関等と連携した食について考えるイベントの開催(1回) ・食の問題を考えるきっかけづくり フードバンク団体や社会福祉協議会と連携したフードドライブ活動支援(18区43箇所) | 16,099千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 86 | 方向性4 | 資源循環局事業系廃棄物対策課 | 継続 | 食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2) | 食品ロスの発生抑制や削減の取組を実施して頂ける市内飲食店等を登録する食べきり協力を拡大するとともに、様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を実施 | ・本市SNSにて、消費者へ「食べきり協力店」の紹介を実施します。 ・地下鉄、バスの中吊り広告を行います。 ・協力店用ポスター印刷 ・専用ホームページにて、利用者(消費者)へ「食べきり協力店」の情報を発信しています。 | 1,181千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 87 | 方向性4 | 都市整備局都市交通課 | 新規 | モビリティマネジメント出前講座 | 「環境」、「福祉」、「キャリア」の3つの観点からモビリティマネジメント(過度にマイカーに頼る生活から、公共交通などを適度に利用する生活への転換を促す取組)を推進する。 | 市内全小学校を対象に講座を周知し、申込のあった学校にて実施。 | 0千円 | ◎ | - | - | - | - | ◎ | - | - | - | - | - | |
| 88 | 方向性4 | 教育委員会事務局健康教育・食育課 環境創造局農業振興課 | 継続 | 食育推進計画に基づく市立学校での食育 | 市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。 | ①市内産農産物の一斉供給 ②教えて食育Web版の掲載 ③横浜F・マリノスによる食育教室 | 1,315千円 | ◎ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度の取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------------------|----------|---------------------------------|--|---|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 89 | 方向性5 | 経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学 | 継続 | 消費者行政インターンシップ | 学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。 | ・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会協会の事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。 | 0千円 | ◎ | ○ | ○ | ○ | - | - | - | ◎ | ◎ | - | - | |
| 90 | 方向性5 | 経済局消費経済課 | 継続 | 高齢者の消費者被害防止の協働ネットワーク構築(事業者との連携) | 市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。 | ・市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修を実施する。 ・市内の映画館や公共交通機関等の街中で見守り啓発動画を放映する。 | 4,000千円 | - | ◎ | - | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ |
| 91 | 方向性5 | 経済局消費経済課 | 継続 | 地域の担い手等育成研修(PTA向け) | 消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、学校及びPTA等を対象に出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。 | 学校、PTA等を対象として、消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するための出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。 | 1,000千円 | ◎ | - | ◎ | - | - | ○ | - | - | - | - | ◎ | ○ |
| 92 | 方向性5 | 消費生活総合センター | 継続 | 簡易テスト実習 | 商品テスト・実習室の機器を活用して、消費生活の中で身近な商品等への関心と知識を深める実習の開催 | テスト室を活用して簡単な実験と座学を学び、日常生活に活かしてもらう。10名の参加を予定 | 81千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 93 | 方向性5 | 港南区地域振興課 | 継続 | 協働による地域づくり推進協議会 | 消費生活推進員を含む各委嘱委員の代表や、地域活動者が集まり、より良い地域づくりに向け、連携、協力を進める場として開催。 | ・年間4~5回開催予定 ・所属団体: 港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体 | | - | ◎ | - | - | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ |
| 94 | 方向性5 | 温暖化対策統括本部調整課 | 継続 | 温暖化対策に関する教育・啓発 | ①ヨコハマ・エコ・スクール(YES)『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市的ムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。 ②教育コンテンツ 気候変動のメカニズムや影響などについての理解を促し、行動変容に結び付けられるようなコンテンツを作成する。 | ①ヨコハマ・エコ・スクール(YES) ヨコハマ・エコ・スクール(YES)に登録する協働パートナー(市民団体・企業等)を中核として、地域への積極的な啓発活動を展開し、啓発の担い手と地域の関係を構築していく。 ②環境に関する教育 学校等で活用しやすいデジタルコンテンツを作成する。 | 8,702千円 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 95 | 方向性5 | 環境創造局政策課 | 継続 | 環境教育出前講座(環境創造局) | 生物多様性や地球温暖化防止といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の皆様を対象に、市民団体、企業、市役所など専門知識を持った講師、国際機関が出向き講座を実施する。 | 学校・地域を対象に生物多様性や環境全般について学ぶ場を提供する。 | 720千円 | ◎ | ◎ | ○ | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

| No. | 方向性の柱 | 所管・関連 | 継続/新規/廃止 | 施策・事業名 | 事業概要 | 令和5年度取組(事業計画) | 令和5年度予算額(千円) | 生活領域 | | | | 年代 | | | | | | | |
|-----|-------|--------------|----------|--------------------|---|---|--------------|------|----|----|----|-----|--------|------|----------|-----|------|-----|---|
| | | | | | | | | 学校等 | 地域 | 家庭 | 職域 | 幼児期 | 小・中学生期 | 高校生期 | 大学・専門学校等 | 成人期 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 若者 | 成人一般 | 高齢期 | |
| 96 | 方向性5 | 環境創造局政策課 | 継続 | エシカル消費普及啓発キャンペーン | エシカル消費を促進するための普及啓発キャンペーンを実施 | 企業との協働により市民参加型のSNS(Twitter)キャンペーンを実施し、環境配慮型商品の選択・購入(エシカル消費)を呼びかける。 | 1,000千円 | - | ◎ | ◎ | ○ | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 97 | 方向性5 | 環境創造局農業振興課 | 継続 | 市民や企業と連携した地産地消の展開① | 農家や地産地消に取り組む市民や飲食店等への支援を行う。 | ①はまふうどコンシェルジュの育成講座 ②はまふうどコンシェルジュの活動支援 ③地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど) | 4,490千円 | - | ◎ | - | ◎ | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 98 | 方向性5 | 資源循環局街の美化推進課 | 継続 | 環境事業推進委員による啓発活動 | ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等 | ・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早朝啓発を行う。 | 19,647千円 | - | ◎ | ◎ | - | - | - | - | - | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

令和5年度横浜市消費者教育推進計画
令和5(2023)年4月策定

横浜市経済局消費経済課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
TEL671-2584 FAX664-9533